

令和6年第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和6年9月25日(水)

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 選挙看板等について</p> <p>(一) 総選挙における選管の対応について</p> <p>東京都知事選挙では、これまで想定していなかったことが起きました。内容をご存じのとおりです。これらポスターの想定外掲示、大音響での選挙妨害などはこれまでの各種選挙では経験のないことでした。</p> <p>しかし、今後はこのようなことがあり得ることを想定しなければなりません。事件後、問題を把握しつつ、これまで政府の不作為によって公選法は改正されておられません。</p> <p>そこで、北海道選挙管理委員会は近く行われるであろう衆議院選挙などにおいて、各種問題行為が起きた場合にどのように対処するのかお聞かせください。</p> <p>【指 摘】-総選挙における選管の対応について</p> <p>選挙看板等についてですが、臨時国会で公選法の改正を行うことは到底思えないことから、鳥取県知事は独自の条例案を議会に提案し、規制の根拠とすることにしていきます。条例は、選挙運動以外のポスターを掲示板に貼ることを禁じ、違反した場合には、自治体の選挙管理委員会が撤去を命ずることなどを盛り込んでいます。</p> <p>しかし、北海道は公選法で規制のない中で、ポスター掲示について具体的な根拠を持ち合わせておりません。条例は、公選法が改正されるまでの間を繋ぐ根拠となりますが、これも知事の不作為で、今現在、選管はなんの規制の根拠もないままとなっています。</p> <p>衆議院選挙も含め各種選挙で何も無いことを祈りますが、知事としても問題意識をもっといただきたいことを指摘しておきます。</p>	<p>(選挙管理委員長)</p> <p>今後の選挙への対応についてであります。選挙は、国民が主権者として政治に参加する最も重要で基本的な機会であり、選挙管理委員会ではこれまで、自由で公正な選挙の実施に取り組んできたところでございます。</p> <p>こうした中、7月に実施されました東京都知事選挙等で発生した事案を受けて、現在、与野党において、ポスターに関する品位保持の規定や営利目的の掲示に罰則を設けるなど、法改正に向けた協議が進められているものと承知しているところでございます。</p> <p>選挙管理委員会といたしましては、こうした国の動きを注視するとともに、類似した事案が発生することも想定しながら、国や取締機関との迅速な情報共有等、一層の連携を図り、引き続き、選挙の適切な管理・執行に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 宿泊税の定率化について</p> <p>(一) 税の公平公正性について</p> <p>宿泊税の導入について、全国でも検討に入っている自治体が増えており、既に道県と市町村併せて 50 を超えています。宮城県の鳴子温泉郷を抱える大崎市議会では拙速な導入に反対する意見書を全会一致で県に送付することになりましたし、仙台市議会でも説明が不十分として拙速な導入に慎重な意見が出されています。これは、北海道と北海道議会にも通底する話だと思えます。</p> <p>さて、北海道は、宿泊税の課税方法を定額制としました。しかし、先行している倶知安町では定率制での徴収です。倶知安町では宿泊する海外の富裕層向けに 1 泊 300 万円というホテルが建設されると聞きますが、倶知安町の 2% 定率制では 6 万円の宿泊税が入ってきますが、北海道には定額制で 500 円しか入ってまいりません。</p> <p>倶知安町議会では道の宿泊税について、柔軟かつ効率的な徴収事務の構築を要望しています。</p> <p>さて、一人あたりの宿泊費は 2019 年に比較して 2023 年では 5.2% 増となっていますし、この傾向は今後も続くものと想定されることは各総合研究所の共通する意見でもあります。つまり定額制は、早晚、定率制に見直しを行わなければならないのは、必至だと思います。経済同友会でも宿泊税を定率制として 3% にすべきと主張しています。</p> <p>宿泊税については、まだまだ課題が整理されていませんが、その根幹である課税の方法について知事の合理的な見解をお聞きます。</p> <p>(二) 北海道の定額制について</p> <p>北海道の定額制、すなわち 2 万円未満 100 円、2 万円以上 5 万円未満 200 円、5 万円以上 500 円の根拠はなんなのか、45 億円ありきで逆算した結果なのか、北海道の宿泊税定額制の金額を決定した知事の根拠をお示し下さい。</p>	<p>(知 事)</p> <p>観光振興を目的とした新税の税率についてであります。道では、宿泊料金の多寡に関わらず、宿泊者が受ける公的な受益は、一定程度あるとの考えから、道内における宿泊行為に対し、原則として等しく課税する定額制をベースに検討を進めてきたところであり、これまでの懇談会議論なども踏まえ、負担能力に応じた税率の設定という視点も加味し、道の「新税の考え方」において、段階的定額制としたところであります。</p> <p>定率制については、宿泊料金の上昇といった変化に応じた税収を確保できるなどの特長がある一方、道内各地域の宿泊事業者の皆様からは、徴収事務の煩雑さなどから定額制を望むご意見を多くいただいたところであり、こうしたご意見や、税の原則である、簡素な仕組みとすることも考慮し、道としては、段階的定額制が適当であると考えたものであります。</p> <p>(観光振興監)</p> <p>新税の税率についてでございますが、新税の検討におきましては、必要となる施策とそのための税収規模、さらには、納税者の負担感や徴収事務の簡素化などを総合的に勘案し、望ましい税制度の構築につなげていくことが重要と考えております。</p> <p>こうした考え方の下、税率につきましては、コロナ禍前の検討において望ましいとされた一律定額制を検討の出発点として、有識者懇談会を計 4 回開催し、議論を重ねてきたところでございます。</p> <p>懇談会における議論や、地域からのご意見などを踏まえ、中長期的な行政需要や宿泊料金の上昇への対応、納税者の負担能力に応じた税率設定という視点を加味した段階的な定額制とし、道として考える使途の規模感や、徴収事務の負担軽減、さらには納税者にとってのわかりやすさといった観点から検討を深め、道の「新税の考え方」として、現在の税率をお示したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】-宿泊税の定率化について</p> <p>宿泊税の定率化について、知事は、負担能力に応じた税率の設定と税の原則である簡素な仕組みを考慮した結果として定額制を選択したと答えられました。</p> <p>負担能力に関われば、高い料金の宿泊施設を利用する方々は、間違いなく負担能力があります。税の原則である簡素な仕組みと言われますが、消費税は定率で徴収します。</p> <p>高級な買い物をした場合はそれに見合った税金を支払います。所得税の累進制も応能負担となっております。消費税は1円単位で計算されます。それに基づいて納税がなされます。宿泊施設の消費税も同様でしょうから、宿泊税を定率制にしても煩雑になるとは考えづらく何の支障もないのではないのでしょうか。</p> <p>道の定額制の考え方は、2万円未満の宿泊費が90%を占めるからそこに100円の課税を行うという考えですが、仮に1万5,000円の宿泊の場合、今の定額制では100円ですが、定率制1%で150円となり、1.5倍の税収となります。90%のゾーンでは、かなりの税収増となるでしょう。</p> <p>宿泊税に関わる条例は、5年後に見直すことになっていますが、いつか定額制から定率制に移行する場合は、今の知事の根拠を知事自らが否定することから始めなければなりません。やっかいなことになります。</p> <p>オーバーツーリズムは観光地に住む道民に過度な負担を強いています。定率制にすれば、宿泊料金の移行と共に税収は増加しますし、オーバーツーリズム対策にも寄与します。改めて、将来を見据えた定率制についての知事の見解をお聞きいたします。</p>	<p>(知 事)</p> <p>観光振興を目的とした新税の税率についてであります。道としては、定率制の徴収事務の複雑さなどから定額制を望む道内各地域の事業者からのご意見や、税の原則である、簡素な仕組みとすることも考慮し、懇談会でのご議論も踏まえ、段階的定額制が適当であると考えたものであります。</p> <p>なお、導入後の税のあり方については、社会経済情勢の推移等を勘案し、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じていく考えであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 放射性廃棄物最終処分場概要調査への対応について</p> <p>(一) 広報に掲載する知事の考え方について</p> <p>放射性廃棄物最終処分場概要調査への対応であります。文献調査が終了し、小委員会が報告書案を承認しました。今後はNUMOによる住民説明会やパブコメが行われます。</p> <p>道としては、道の広報紙「ほっかいどう」を利用して道の考え方を道民に広報しますが、知事がこの広報紙に掲載する道の見解について、軸になる賛否についてどのような内容をお考えなのかお聞きをいたします。</p> <p>(二) 知事の決意について</p> <p>知事はこの間、高レベル放射性廃棄物最終処分場について、「現時点では、概要調査に入ることにについて反対の意見を申し上げる」と、一貫して答えております。そのぶれない判断に心から敬意を表します。</p> <p>ただ、心配なことがあります。1つは、知事が反対の意見を表明した場合、経産省が素直に受け入れるかということです。経産大臣は、「概要調査へ進む場合は、関係自治体の首長と知事の意見を尊重する」と話していますが、ご存じの通り、寿都町長も神恵内村長も概要調査にはこれまで賛成の立場です。無論、両自治体も住民投票は行われるものと思いますが、結果として、知事の判断も含めて、2自治体が概要調査に入らないとなった場合、残るは、科学的特性マップで「不適正」とされた玄海町だけとなります。</p> <p>これは、経産省や政府にしても仕方がないと許容できる問題ではなく、政府や与党による猛烈な圧力が知事に向かう事が想定されます。2つめに、知事はこの問題への答弁で、当初は深地層研究センターも含め、原発問題については一定の貢献を既に行っているとお答えになっていましたが、最近では道条例があることを前面に出して、現時点では、とか、議会議論や道民の皆様の声を聞いて判断する、というように変化をしてくれています。そこに知事の心境の変化を感じます。知事はどのようなことがあっても条例を遵守し、概要調査には入らないという覚悟と決意を明らかにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>【指 摘】-放射性廃棄物最終処分場概要調査への対応について</p> <p>報道機関が行った原発立地県への知事へのアンケートでは、すべての知事が最終処分場の立地には否定的であり、「既に原発政策に協力している」「最終処分場の選定については政府の責任で場所を選定し、住民説明を尽くして必要な調査を行うべき」としています。</p> <p>他の県の知事は、条例がなくても受け入れを明確に拒否しています。知事も条例に押しつけることなく、条例がなくても毅然と反対の意思を貫くべきであることを指摘しておきます。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に係る道の考えの発信についてでございますが、道では、条例制定の経過や、それを踏まえた道の考え方などについて、ていねいに発信していくことが重要との考えから、これまで、ホームページやSNSはもとより、広報紙も活用して、広く道民の皆様に説明してきたところでございます。</p> <p>今後予定しております、広報紙に掲載する内容についても、これまでの道の発信内容を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>(知 事)</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査についてでございますが、最終処分法では、概要調査や精密調査に移行する際には、知事又は市町村長の意見を聴き、これを十分尊重しなければならないと規定しており、国においては、知事又は市町村長の意見に反して先に進むことはないとしているところであります。</p> <p>私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明にあたっては、道議会でのご議論はもとより、道民の皆様のご意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

--	--

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 原子力防災計画について</p> <p>原発の再稼働は、絶対条件として「実現性が担保」された避難計画が必要であり、20年11月4日の衆院予算委員会において菅前総理大臣も、「我が国においては、しっかりとした避難計画がない中で再稼働が実態として進む事は無い。」と答弁しています。</p> <p>北海道の原子力防災計画でも、PAZ圏内、UPZ圏内に分かれて避難計画を立て、毎年避難訓練も行っていますが、この避難訓練には無理があることはこれまでも指摘してきました。まずは、冬期間の豪雪の場合道幅が半減してしまうこと、運転手も含めた必要な輸送バスの確保が確実ではないこと、港を使用できず船での避難は無理なこと、避難道路の全壊・半壊の場合の想定、高齢者や障害のある方の福祉避難所、そして、能登半島の実態であります。</p> <p>全国の原発UPZ圏内自治体の3割が避難計画の見直しを検討するとのことですが、知事は能登半島地震を受けて、北海道原子力防災計画を見直す必要についてどのようにお考えなのかお聞きをいたします。</p>	<p>(知 事)</p> <p>原子力防災計画等についてであります。本年1月の能登半島地震では、道路の寸断により孤立集落や物資輸送への影響が発生したほか、放射線防護施設が損傷するなど、様々な課題が浮き彫りとなり、同じく半島を有し、沿岸部に集落が形成され、かつ、積雪寒冷地である泊原発地域においても、防災対策に一層取り組む必要があると認識したところでございます。</p> <p>このため、道では、今般の地震から得られた課題等も踏まえ、関係町村や有識者専門委員の方々などとの意見交換を行いながら、原子力防災計画やマニュアル等の点検を進め、年度内に所要の改正を行うとともに、防災訓練では、住民避難に加え、孤立地域の発生を想定した救出・救助や道路経路の寸断を想定した代替経路への誘導、ドローンなどの新技術を活用した災害情報伝達や、放射線防護施設の損傷に伴う移転など各種の訓練を実施するほか、原子力防災への理解促進を図るため、民間事業者の方々を対象とした研修や住民の方々への地域学習会を開催しているところでございます。</p> <p>道としては、原子力災害時において、地域住民の皆様が計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に行えるよう、関係自治体や防災関係機関との緊密な連携のもと、防災訓練や防災知識の普及啓発に継続的に取り組み、より実効性のある防災対策の構築に努めてまいります。</p>

【指 摘】-原子力防災計画について

原子力防災計画については、能登半島地震によってこれまで以上に多くの課題があることから、年度内に見直しするとの答弁でございました。

防災計画は、確実性が求められますから、より高い実効性が担保されるものでなければなりません。とりわけ北海道は積雪寒冷というハンデを抱え、土砂災害の他にも雪崩が道路を塞ぐことも想定されますし、道路の崩壊や寸断が雪で目視できない可能性もあります。放射線防護施設も停電となれば暖房も切れてしまいます。

これら、北海道独特の気象条件も検討された内容でなければなりません。それでも、犠牲者が出ることは避けられないことなのかもしれません。

しかし、防災計画は救命・救助、食糧や物資の補給、医療、介護の支援も含めた、まさしく命の計画ということになります。総合的かつ精度の高い計画でなければ意味をなしませんし、その計画がいざという場合には必ず役立つものでなければなりません。

多くの知見が生かされる計画になるように、要望しておきます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>五 エネルギー政策と電源の地産地消について (一) 再稼働に関わる安全対策費用等について</p> <p>既に、泊原発3号炉の再稼働に関わる安全対策については、耐震補強、水密扉の設置、受電ルートの多重化、バックアップ電源の追加、2度にわたる防潮堤の建設、加えて燃料搬入のための新しい港湾建設と取り付け道路など、総額は私の試算でも約4,900億円という多額なものです。無論再稼働を前提としなくても既存の1号炉から3号炉が災害を受ける可能性は回避できないものでありますから、そのことは必要なのかもしれませんが、前提は3号炉の再稼働です。</p> <p>この投資はほぼ全額電気料金への上乗せで、北電は痛くも痒くもなく、黒字を続け、役員報酬は増額と聞きますし、株式配当も増額と聞いております。一方、安全対策への投資は、仮に泊原発3号炉の再稼働となれば、ほぼ全額電気料金へ上乗せされますが、電気使用者への負担を強いる仕組みについて、知事はどのようなご見解をお持ちなのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>重ねて申し上げますが、仕組みの説明ではなく知事の見解をお話してください。</p>	<p>(知 事)</p> <p>エネルギー政策と電源の地産地消に関し、まず泊発電所に係る費用等についてであります。道としては、原発は安全性が確保されることが大前提であり、その対策に必要な費用は、事業者が経営の中で適切に確保するもので、北電が利用者の方々に対し、安全対策費用を含めた発電コストなど、経済効率性について必要な説明をしっかりと行うべきと認識しています。</p> <p>北電の電気料金は、全国的にも高い水準であり、道民生活や道内経済に大きな影響を与えている中、北電としては、泊発電所は、燃料の供給や長期的な価格が安定しており、再稼働後は火力発電所の燃料費削減にもつながるため、安全対策に係る費用を加味した上で、適正な水準で電気料金を値下げしたいとしているところでございます。</p> <p>泊発電所は、現在、規制委員会における審査が継続中であり、予断をもって申し上げる状況にはありませんが、道では、今後ともこうした北電の考えを注視してまいります。</p>

(二) 地産地消について

エネルギーの地産地消についてお聞きします。国内最大の再生可能エネルギーの賦存量を持つ北海道ですが、道民はその恩恵を全く受けていないばかりか、再生可能エネルギーが増えていけば電気料金の「再エネ賦課金」は限りなく高くなってまいります。北海道が生み出すエネルギーでエネルギー賦課金を道民が負担し、その電力を享受する都会の方々は賦課金の上乗せがありません。非常に不公平なことです。

まずは、北海道で作った電気を道民にも還元するという発想がリーダーに求められます。豊富な自然エネルギーの道民還元、地産地消について知事はどのように考え、どのようにしていこうとお考えなのかお聞きします。

(三) 電源構成の見直しについて

北海道はこれから、再生可能エネルギーによる発電が主流となるでしょうが、そのために超えなければならない壁があります。

一つは再生可能エネルギーの不安定さ、そしてもう一つは発電所から消費地への送電網の整備です。また、発電した電気を貯める大型の蓄電施設ですが、道内でもその壁を崩す動きが表れてきています。

ユーラスエナジー社とコスモエコパワー等が出資した北海道北部風力送電株式会社が、豊富町に世界有数の蓄電能力72万kwhの設備を稼働させ、併せて54万kwの電力を送る送電網を整備し、127本の風力発電施設の電気は、送電の空き容量のない中川町から稚内までをカバーし

(知事)

再エネの地産地消についてであります。本道において、GX産業の集積に向け、国内随一の再エネのポテンシャルを活かし、全国への供給拠点としてその導入拡大を図っていくとともに、道内でのデータセンターや水素製造拠点の展開など、利活用拠点として、地産地消を促進し、再エネ導入による経済波及効果の拡大を図っていく取組を推進しているところであります。

また、GX産業の集積による脱炭素化のメリットは、道内に限らず、道外も享受することとなるため、道では、送電網の整備については、北海道にとって過度な負担とならないよう全国的な視点に立った費用負担のあり方を取り入れることが必要と考え、この旨を国に要望・提案を行っており、こうした取組を通じて、新たな企業の立地促進や、それによる雇用創出、さらには道内企業の参入や取引拡大につなげるなど、GX産業の集積効果を道民に還元できるよう、取り組んでまいります。

(知事)

蓄電池の導入促進などについてであります。再エネの導入拡大を図っていくためには、送電網の増強に加え、出力変動を調整するため、電力を水素に置き換える水素製造拠点の展開のほか、蓄電池の導入促進など、様々な手段が想定されるものと認識しております。

道では、洋上風力など、大型の再エネ電源の立地などに向けた取組を進めており、今後、こうした計画が具現化していけば、本州・北海道間や道内の系統増強に加え、大容量の調整能力を持つ、系統用蓄電池の導入に対するニーズが、さらに高まっていくことが見込まれております。

このため、道としては、国に対し、電力インフラの整備への支援などを要望してきたところであり、こうした電力

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ていますし、他にも室蘭市、北広島市、千歳市、白老町などでも蓄電施設が相次いでいます。</p> <p>一方、民間の企業が送電網を整備するには限界があります。また、北電は泊原発稼働分の空き容量を利用させてはくれません。</p> <p>そこで知事の出番です。これまでに政府や民間企業に対して蓄電施設の充実と送電網の整備についてどのような取組を行ってきたのか、そして、今後の実現性についてお聞かせください。</p>	<p>インフラの整備については、国の骨太の方針や電力広域的運営推進機関のマスタープランにも位置付けられており、今後とも、本州・北海道間はもとより、道内における送電網の増強や蓄電池の導入促進など、確実な事業化に向け様々な機会を通じ、働きかけ、その実現に向けて取組を進めてまいります。</p>

【再質問】-エネルギー政策と電源の地産地消について

豊富な賦存量を誇る北海道の自然エネルギーは、GX産業の為だけの物でもありません。GX産業の集積によって雇用が生まれることが道民に還元できる成果と言われておりますけれども、GXに関わる雇用は道民だけではなく全国を対象にすることから、直接的な還元とはほど遠い副次的なものであります。

自然景観を犠牲にし、低周波音が体調に与える影響に不安を感じ、耕作放棄地などに大規模な太陽光ソーラーパネルなどという犠牲を背負わされる一方、再エネ賦課金という重荷までもが道民を苦しめる事になりますが、道民には直接的な還元が全くありません。

道民の生活への負担を解消し、再生可能エネルギーを提供している道民への直接的な還元について知事のお考えをお聞きます。

(知事)

再エネの地産地消などについてであります。本道では、全国随一の再エネポテンシャルを最大限活用し、経済と環境が好循環する持続可能な地域社会の構築を進めていくためにも、再エネの供給や活用の拠点化を図ることが重要と認識しています。

このため、必要な送電網の増強などは、北海道にとって過度な負担とならないよう、国に対し働きかけるなどし、その早期実現に向け取り組んでまいります。

道としては、GX産業の集積を図り、新たな企業立地の促進やそれによる雇用創出などを通じ、道民の皆様が、安心して住み続けることのできる地域づくりにつなげてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>六 ラピダスについて (一) 資金調達について</p> <p>ラピダスの建設が進み、半導体製造に関わる周辺の企業の進出も賑やかさを増しています。ただ、単純に喜んでばかりというわけにはまいりません。</p> <p>日本の半導体産業の未来を担うことになることから、民間企業とは言え、経産省は国策として位置づけ、5兆円とも言われる投資、そのうち初期費用に9,200億円を支援する一方、トヨタ自動車、NTT、ソニーグループなど8社で73億円を出資していますが、それ以外に出資する企業</p>	<p>(経済部長)</p> <p>ラピダス社の資金等についてでございますが、国では、今年の6月に閣議決定した骨太の方針において、「次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大など、支援手法の多様化の検討を進める」としており、これに基づき、関連法案をできるだけ早期に国会に提出し、成立させるべく取り組んでいるものと承知しております。</p> <p>また、ラピダス社においては、資金調達に関して、あら</p>

は表れず、政府支援と民間出資を併せても1兆円にも届いておりません。

ラピダスの小池社長は、日本政策投資銀行に100億円、みずほ銀行・三井住友銀行に50億円ずつの出資を要請し、併せて、三菱UFJ銀行、トヨタ、ソニー、ソフトバンクなどの既存株主へ800億円、合計1,000億円を要請していると報道されていますが、結論はまだ出ていません。

政府は、このような状況に対応すべく金融機関の融資に政府補償を行う法律を国会に出そうとしています。華やかさに隠された不安な資金。それらを踏まえたスタートアップについて知事の見解をお聞きいたします。

(二) 設計等について

ラピダスは、27年度に2ナノの量産を目指しておりますが、半導体は購入先の要望とそれに合わせたデザイン設計が要となりますし、世界の半導体製造については分業が常識となっています。

ラピダスは、世界のサプライチェーンの要求に応えられ、十分、企業として一人立ち出来ると知事はお考えなのかお聞きをいたします。

(三) 施設の集積について

知事は、ニューヨークに行かれ、半導体関連施設の集積地である「オールバニー・ナノテク・コンプレックス」を視察されましたが、北海道における産学官の半導体関連施設の集積について、どのように絵を描かれているのかお聞きをいたします。

ゆる選択肢を検討していると聞いており、道といたしましては、引き続き、同社の事業計画をはじめ、必要な情報の共有を図りながら、インフラ整備や人材の育成・確保などに取り組むとともに、さまざまな機会を捉えて、次世代半導体の量産準備に向け、国に対し必要な支援を求めてまいります。

(経済部長)

ラピダス社の事業内容についてでございますが、同社が量産製造を目指す次世代半導体は、自動運転や、AIなど、さまざまな分野でイノベーションをもたらすとともに、生成AIの市場の拡大などにより、データ使用量や電力需要の大幅な増加が見込まれる中、高性能で低消費電力の次世代半導体は、さまざまな場面において活用されることが想定され、ラピダス社が参入を目指す市場の拡大につながるものと認識しております。

こうした中、今年の2月以降、ラピダス社は、テンストレント社およびエスペラント社と、ラピダス社が製造する次世代半導体をベースに、AI半導体の共同開発・製造を行うことを発表したほか、AI半導体に関連した企業が集中するシリコンバレー地域に新会社を設立するなど、顧客開拓を積極的に行っているものと承知をしております。

(知事)

半導体関連産業の集積についてであります。道は先月、ニューヨーク州経済開発公社、オールバニー・ナノテク・コンプレックスを運営するニューヨーク・クリエイツとの三者による研究開発や人材育成等での連携に関する覚書を締結し、半導体分野における世界有数の産学官連携の先進地であるニューヨーク州との連携協力に向けた足場を構築したところであります。

道としては、「北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン」で掲げる半導体の複合拠点の実現に向け、今後、こうした協力関係を活用し、ニューヨーク州側の知見やノウハウを獲得しながら、州政府が企業や大学等と連携し、20年以上の長期にわたり、半導体エコシステムの構築に大きな役割を果たしてきた経緯も踏まえ、国内外の半導体関連企業や研究機関の誘致、教育機関と連携した人材育成などに、積極的に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

(四) 国内での状況について

半導体の製造工場の国内における立地状況は、北海道だけではなく「SBIホールディングス」が宮城県大衡村に台湾の受託製造大手のPSMCと共同出資で8,000億円規模の工場を建設しますし、キオクシアが岩手県に1兆円規模の新工場の稼働を予定していることを発表しました。

それぞれ、半導体の前工程か後工程か、製造ナノの違いがあることは明らかではありませんが、東北を「シリコンコリドー」にすることを目標としております。

(知事)

半導体産業の国内状況についてであります。国では、「半導体・デジタル産業戦略」を策定し、我が国の半導体産業の国内製造基盤を強化するため、国内における半導体生産拠点の確保とサプライチェーンの強靱化に向けて、拠点の分散化の観点も十分意識しながら、国内各地において、先端半導体の生産施設の整備やインフラ整備などに対する支援等を行っているものと承知しています。

道としては、ラピダス社が進める世界最先端・最高水準

九州、東北、北海道と、各地での生き残りも熾烈になるのでは無いかと思いますが、知事はそのような状況をどのように受け止めておられるのかお聞きをいたします。

【再質問】-ラピダスについて

先日の報道によると、経産省は、ラピダスへの民間融資の政府保証に関する法案の提出について「現実問題として次期臨時国会への提出は難しい」として、年明けの通常国会での提案を目処に調整を続けています。

TSMCはアメリカのApple、NVIDIA、TESLA、AMD、インテルを買収しようとしているクアルコム等と連携し、年商は10兆円、そのうち毎年5兆円を設備投資に向けています。

ラピダスに投資や融資が集まらないのは、企業としての実績が無く先行きの不安があるからで、火の粉をかぶりたくないという経済界の心理が大きいものと思います。

ラピダスは初期投資のイニシャルコストに5兆円が必要ですが、経営が安定するまでカネをつぎ込まなければなりません。つまり利益が生じるまで政府が責任を持つこととなりますが、その全ては私たちの税金です。これまで半導体を生産してきた実績の無い新設企業が世界の厳しい競争に晒されることとなりますが、そのリスクについての知事の認識を伺います。

の半導体を世界に届けるという、これまで国内の他地域において例のない国家プロジェクトの成功に向けて、本年3月に策定したビジョンに基づき、国や千歳市など関係機関と連携し、取組を推進してまいります。

また、半導体製造各社が、それぞれの地域で強みを活かして、生産拡大に取り組む中、国内全体の半導体産業の製造基盤の強化には、地域間の連携も重要と考えており、道では、既に連携協定を締結している熊本県に加え、岩手県や宮城県、三重県、広島県と共同で国に対し要望を行ったところであり、今後とも状況に応じて、関係する地域と連携した対応を行ってまいります。

（知 事）

ラピダス社のプロジェクトについてであります。次世代半導体は、生成AIの普及などにより、高性能・低消費電力の特徴を活かし、市場拡大が見込まれており、こうした中で、ラピダス社の量産製造事業は、国際的な競争が激化する状況で、プロジェクトの成功に向け、IBMをはじめ、欧米の企業などとも連携を図りながら、日本の経済安全保障に貢献する国家プロジェクトとして、国の支援を得ながら、着実に取組が進められております。

同社においては、資金調達に関して、あらゆる選択肢を検討していると聞いており、道としては、引き続き、国による支援の検討状況も注視しながら、関係機関との連携を一層強化し、必要な支援に迅速に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

九 やじ事件最高裁判決について

(一) 警察官の行動への見解について

あの札幌での「やじ事件」は最高裁で棄却・不受理とされ、札幌高裁判決が決定をいたしました。つまり、結果として道と道警が警職法を盾に市民に対して行った行為について、民事法上は道及び道警の主張は半分しか妥当性が無いことが明らかになりました。つまり、違法なほど過剰な排除を行ったということでしょう。

これまで、知事や道警にこの問題についてお考えをお聞きしましたが、何時の場合も「係争中なのでお答えを控えさせていただきます」という答えでした。

そして、今、最高裁は、双方の上告を棄却し、その時点で札幌高裁判決が決定をいたしました。この件の裁判は一応の決着を見ましたが、半分勝訴、半分敗訴という奇妙な判決は今後にも尾を引くことになりました。

そこで、この間、口をつぐんで参りました知事、道警本部長、公安委員長に、事件が及ぼした世論への影響と、警職法を盾に行った現場警察官の行動についてのご見解をお聞きいたします。

(知 事)

このたびの道警察に係る訴訟などについてであります。本件については、国家賠償法上、訴訟の当事者が北海道となることから、必要な手続きを進めてきたものであり、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、一貫して、方針を判断し、対応してきたものです。

街頭演説は、一般的に、多くの方々が演説を聴いて、誰に投票するかを決める大切な場であり、演説を聴くことのできる環境づくりとともに、表現の自由が尊重されることが重要と考えております。

道警察において、このたびの判決が確定したことを踏まえ、適切な対応に努めていただきたいとの認識のもと、私から道警本部長に対し、適切な職務執行に努めていただくようお願いをしたところであります。

(公安委員会委員長)

世論への影響と現場警察官の行動についての見解についてであります。本件事案に関しまして、一般的には様々な御意見があるものと思えます。

このたび、警察官の行為を一部違法とした第2審の札幌高裁の判決を受けて行われた上告等が最高裁により退けられ、同判決が確定したものと承知しております。

道公安委員会といたしましては、警察官の行為が一部違法とされたことについて真摯に受け止めているところであり、道警察に対し、各種法令に基づき、適切に職務執行をするよう指導したところであります。

(警察本部長)

世論への影響と現場警察官の行動についての見解についてであります。本件事案に関しまして、様々な受け止めがあるものと思料いたします。

このたび、警察官の行為を一部違法とした第2審の札幌高裁の判決を受けて行われた上告等が最高裁により退けられ、同判決が確定したものと承知しております。

道警察といたしましては、このたびの司法判断を真摯に受け止め、法令に基づく適正な職務執行に努めてまいります。

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

(二) 道警と公安委員会について

この事件のとき公安委員長だった「小林ヒサヨ委員長」は、どのような質問についても、道警の言うとおりに答えていました。私は、公安委員会の事務局が道警内部に置かれ、その担当者も道警の職員であれば、公安委員会の独立性は期待するべきも無く、北海道公安委員会は道警の手の中にある組織ということなのだということを思いました。「不偏不党・公平・公正」の下、知事の命によって警察を管理する職務を持つべき公安委員会の姿は残念ながら見ることはできませんでした。

公安委員は、道議会における人事同意事項となっております。道議会は、皆さんに「名誉職」を与えることを同意したわけではありません。道民の立場を大切にしたい正しい観点で仕事をしていただくために同意をいたしました。この定例会でも新たな公安委員会の同意議案が出されることになっています。

公安委員会の独立性について、公安委員長にお聞きいたします。

(三) 道警職員への処置について

この一連の民事事案で違法行為を行った道警職員に対し、道警はどのような処分をおこなったのか、お聞きいたします。

【再質問】-やじ事件最高裁判決について

やじ事件の民事訴訟判決で、道警職員についての処置についてお聞きをいたしました。今回の事件の司法の判断は、声を出した市民を避難と称して排除し、腕を押した与党関係者を制止することなく見逃しています。そのことについて司法は違法性を認めませんでした。

このことで道民の多くは、街頭演説でやじを飛ばす人がいればそれに対して暴行すると道警が排除するのかわという不安を覚えています。今回の判決は、司法の劣化ともいえる判決ではないかと私も思います。

さて、道警は道民との信頼関係が重要であり、様々な事件の捜査協力にも繋がっていくこととなります。今回のやじ事件は、警察に大きな教訓を与えたと思いますが、今後の慎重な現場対応について、本部長にお聞きいたします。

【指 摘】-やじ事件最高裁判決について

今回の司法判断は、やじを飛ばした男性を避難として排除し、暴行をしようとした男性を制止することなく放置したことを適法としました。この裁判の判決が、今後の道警の行動にお墨付きを与えてしまったのではないかと危惧を覚えますが、私はその逆に、より慎重な現場対応を行うことが求められているのではないかと思います。

道警が心得る適正と、関係者や道民が考える適正とでは解離があることを本部長は肝に銘じ、道民に誤解の生じないように道民に信頼されるような道警になることを指摘して私の質問を終わります。

(公安委員会委員長)

公安委員会の独立性についてであります。道公安委員会では、定例会議等において、道警察から諸般の活動について報告や説明を受け、不明な点について質問するとともに、随時必要な指導を行っているところであります。

道公安委員会といたしましては、引き続き、道警察に対し、道民の安全と安心を守り、期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう指導してまいります。

(警察本部長)

職員に対する処分についてであります。個別の事案について、処分の有無等を回答することは差し控させていただきます。

なお、一般論として、道警察においては、実際の処分の要否等については、警察庁の「懲戒処分の指針」を参考として、「当該行為の動機、態様及び結果」、「職員の職務の内容」等を総合的に考慮した上で決定しております。

(警察本部長)

現場警察官の今後の現場対応についてであります。道警察といたしましては、このたびの司法判断を真摯に受け止め、法令に基づく適正な職務執行に努めてまいります。